

【参考資料】

議案第66号 朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上下水道部水道施設課

1 改正趣旨

国土交通省水管理・国土保全局通知(令和7年4月22日付国水第29号)に基づき、災害その他非常の場合において、朝霞市指定給水装置工事事業者の確保が困難となると判断された場合に、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事の施行を可能にすることで、早期復旧を図れるようにするため、朝霞市水道事業給水条例の改正を行うもの。

2 概要

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りではない。

3 施行予定年月日

公布の日から施行する。

担当

上下水道部水道施設課水道工務係
電話463-8699